

バイク・軽自動車などの 廃車・名義変更などの手続きは3月末までに

軽自動車税(種別割)は、納税義務者の申告に基づいて課税されます。登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。車両を取得、廃車、譲渡した場合や、転入、転出した場合は、必ず申告手続きをしてください。

また、軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます(月割制度はありません)ので、申告していない方は、3月末までに手続きしてください。



※軽自動車税(種別割)は、公道上の走行や使用の有無にかかわらず、所有していることで課税対象となります。

※乗用装置を備え付けている、最高速度35km/h未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車等は、小型特殊自動車として登録が必要です。

※登録時と異なる車両に、ナンバープレートを付け替えることはできません。

※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

《車種別の申告受付・問合せ先》

車種	申告受付・問合せ
○原動機付自転車(排気量125cc以下) ○小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課
○3輪または4輪の軽自動車 (排気量660cc以下)	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848(コールセンター) https://www.keikenkyo.or.jp/
○2輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下) ○2輪の小型自動車(排気量250cc超)	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067(コールセンター) https://www.ttb.mlit.go.jp/kobe/

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークコラム コウノトリなど多様な生物が棲み続けるジオパーク

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークには、さまざまな野生生物が生息しています。中には京丹後市や本市など限られた地域にのみ生息するアベサンショウウオのように、絶滅危惧種に指定され、保護の対象となっている種も少なくありません。私たちはそれら生物の希少性にばかり注目しがちですが、絶滅を防ぐには、彼らにとってすみやすい環境となるよう継続的に取り組む必要があります。

山陰海岸ジオパークで有名な絶滅危惧種の一つにコウノトリが挙げられます。1971年に野生コウノトリは一度国内から絶滅していますが、兵庫県と本市が中心となってまちをあげて野生復帰・保護活動を行ったことで個体数が徐々に増え、2021年7月現在、野外コウノトリは250羽を超えるまでになりました。但馬地域では、コウノトリや田畑の生物がすみやすい環境作りを目指して農薬に頼らない「コウノトリ育む農法」が推進されています。また京丹後市や鳥取市でも人工巣塔が設置されるなど、保護活動が広がっ

ています。

湿地の生態系の頂点にいるコウノトリが生息するには、餌となる生物をはじめ豊かな生態系が必要不可欠です。生態系を守ることは私たちの生活を守ることにつながり、ジオパークが目指す持続可能な社会を実現するための大切な要因です。そして絶滅危惧種が減ることは、自然環境保護活動の成果の一つであるといえます。



◀コウノトリと共に暮らすまちづくりは、ジオパークが目指す持続可能な社会の実現と一致する

《問合せ》

山陰海岸ジオパーク推進協議会
☎26-3783

国民年金の

手続きをお忘れなく

学生から社会人になる方
(就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金第1号被保険者から第2号被保険者になります。年金手帳またはマイナンバーカード等を持参の上、勤務先で手続きを行ってください。



基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズに

《問合せ》市民課 ☎21-9015
きるよう年金手帳等を確認しておきましょう。

年金手帳について大切なお知らせ

○2022年4月1日から年金手帳の新規交付は廃止され、基礎年金番号通知書に切り替わります。(再交付する場合も基礎年金番号通知書になります)
○現在持っている年金手帳は、引き続き基礎年金番号を明らかにすることができ書類として、使い続けることができます。

退職する方 配偶者の扶養から外れる方

退職や配偶者の扶養から外れる方など(下表参照)は、届け出が必要です。届出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

《退職など届け出が必要な例》

こんなとき	年金の種類	届け出に必要なもの
退職したとき (20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	・年金手帳など基礎年金番号の分かる書類 ・資格喪失証明書等
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金・共済年金をやめたとき、または65歳に到達したとき 厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	(被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)等

産前産後期間の 保険料の免除制度

国民年金第1号被保険者が、出産した際に手続きすれば国民年金保険料が4カ月(最大6カ月)免除されます。

▼対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方

▼届出時期

出産予定日の6カ月前から可能(出産後も届出可能)
※出産前の届け出は母子健康手帳が必要

▼免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除
※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料を免除

▼その他

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。



豊岡年金事務所から

●受付時間(通常)

平日(月～金)午前8時30分～午後5時15分

●時間延長

週初の開所日の午後5時15分～午後7時

●週末相談

第2土曜日の午前9時30分～午後4時

●持参物

マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

●その他

代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号が分かるもののほか、委任状と委任者の印鑑、代理者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

《問合せ》

豊岡年金事務所
☎22-10948



※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。